

社会保険事業状況（平成22年3月現在）

I 年金保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成22年3月末現在の国民年金の被保険者数は、第1号被保険者が1,951万人（対前年同月比15万人、0.8%減）、任意加入被保険者が34万人、第2号被保険者（厚生年金保険のみ）が3,425万人、第3号被保険者が1,021万人（対前年同月比23万人、2.2%減）で、これらを合計すると6,431万人である。このほか共済組合（旧共済分を除く。以下同じ。）の加入者数は平成21年3月末現在で447万人である。

図 I - 1 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移

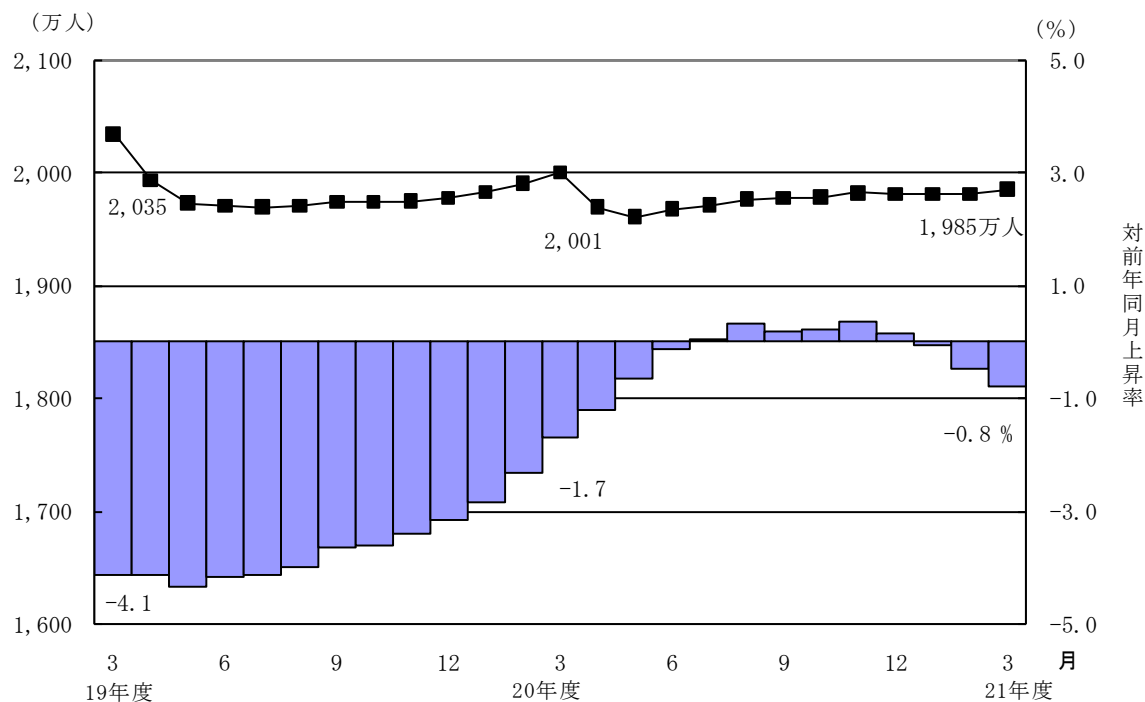
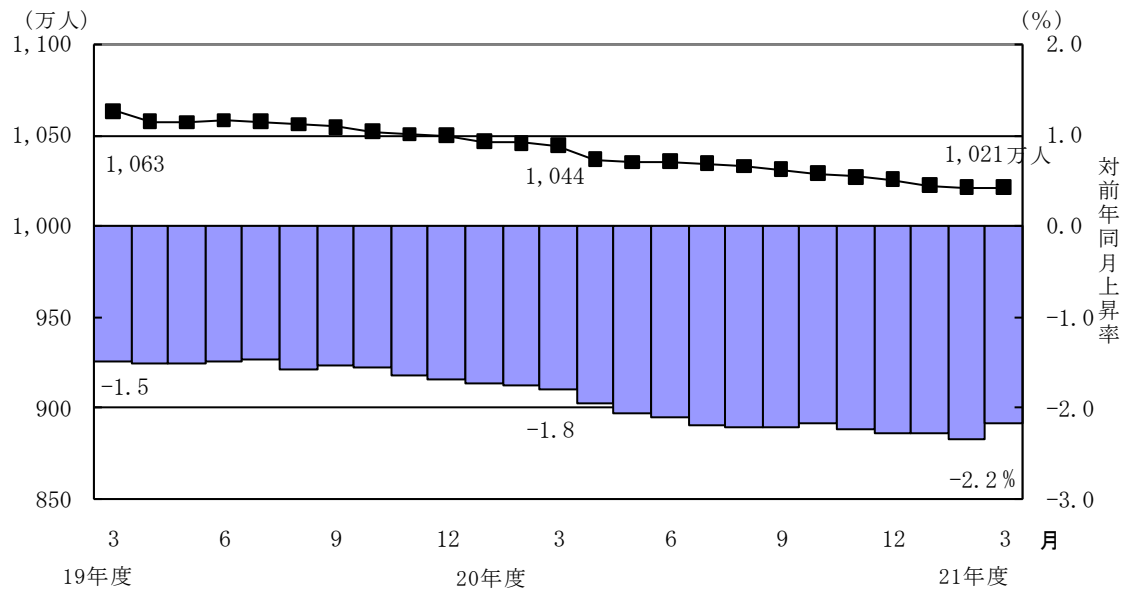


図 I - 2 国民年金第3号被保険者数の推移



平成22年3月末現在の厚生年金保険の適用事業所数（船舶所有者数は含まない。）は175万事業所で、前年同月に比べて1万事業所増加しており、船舶所有者数は4,949で前年同月に比べて137減少している。また、厚生年金保険の被保険者数は3,425万人となっており、前年同月に比べて20万人（0.6%）減少している。その内訳をみると、一般男子が2,214万人、女子が1,205万人、坑内員が1千人、船員が6万人である。

図 I - 3 厚生年金保険適用事業所数の推移

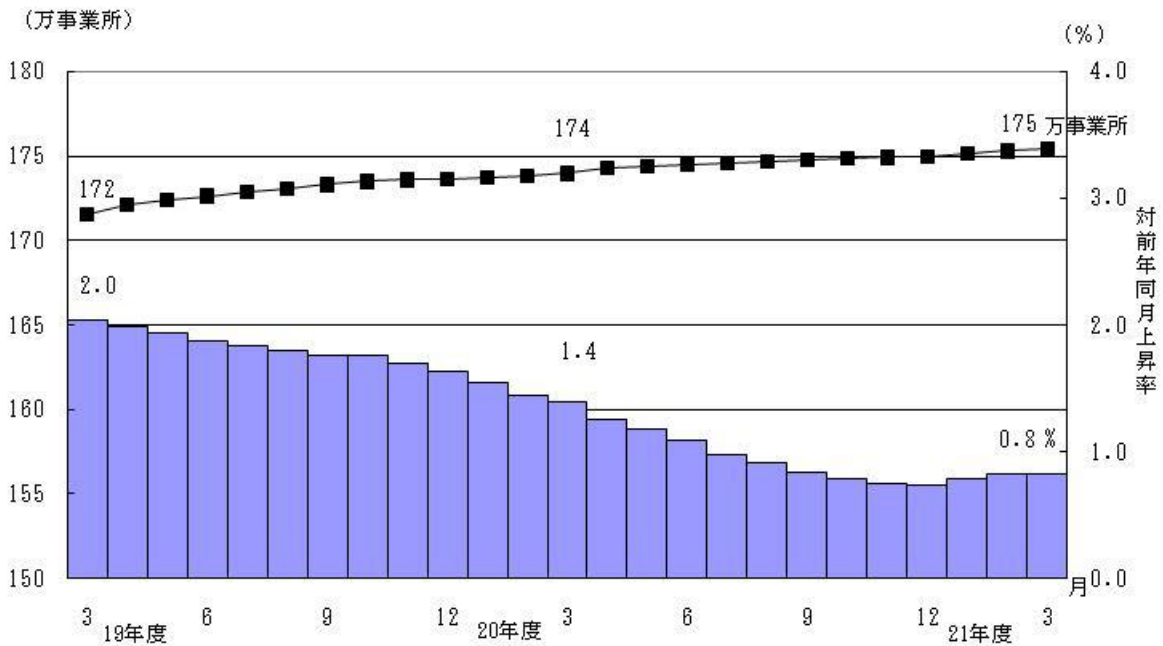
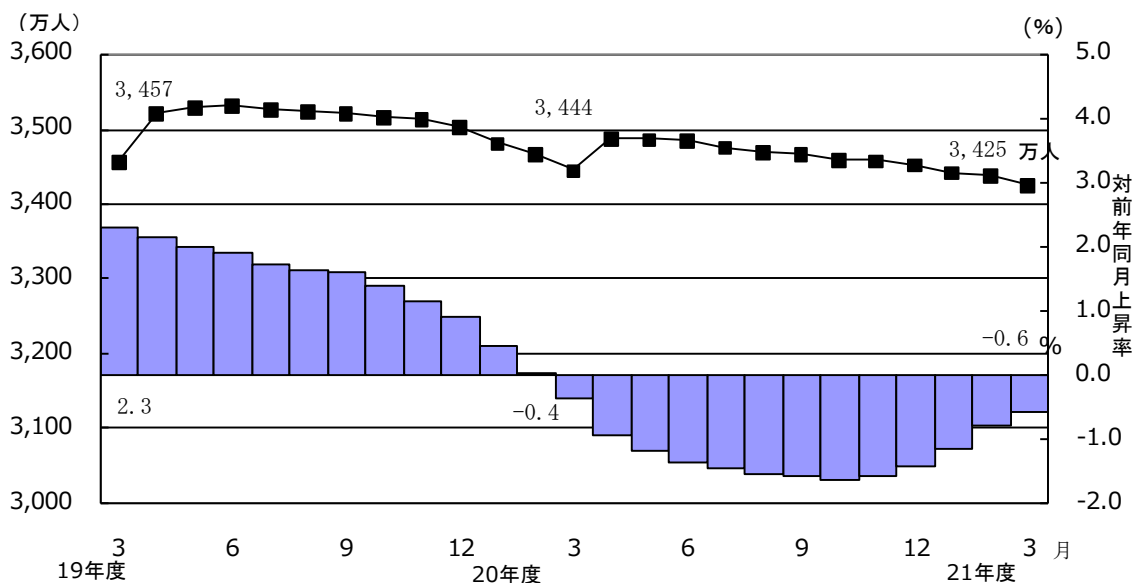


図 I - 4 厚生年金保険被保険者数の推移



第 I - 1 表 制度別適用状況

(平成22年3月末)

	被保険者数	1年間の増減	標準報酬月額平均	対前年同月上昇率
	千人	千人	円	%
厚生年金保険	34,248	△ 197	304,173	△ 2.8
一般男子	22,137	△ 182	345,077	△ 3.3
女子	12,055	△ 13	228,710	△ 1.0
坑内員	1	△ 0	346,295	△ 1.2
任意継続	0	0	0	0.0
船員	56	△ 2	379,114	△ 0.7
(再掲) 旧共済組合	725	△ 1	343,635	△ 1.0
一般男子	509	△ 2	385,264	△ 1.1
女子	216	1	245,622	△ 0.0
旧 J R 共済	147	1	398,623	△ 1.6
旧 N T T 共済	152	△ 6	420,229	△ 0.1
旧 J T 共済	12	1	438,956	△ 3.6
旧農林共済	414	3	293,173	△ 0.6
国民年金	30,061	△ 382	・	・
第1号被保険者	19,507	△ 153	・	・
任意加入被保険者	344	△ 2	・	・
第3号被保険者	10,209	△ 227	・	・

注1) 船員には、船員任意継続被保険者を含む。

厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額平均（任意継続被保険者を含む。）は30万4,173円（対前年同月比2.8%減）で、船員を除くと30万4,051円（対前年同月比2.8%減）、船員は37万9,114円（対前年同月比0.7%減）である。また、一般男子は34万5,077円（対前年同月比3.3%減）、女子は22万8,710円（対前年同月比1.0%減）、坑内員は34万6,295円（対前年同月比1.2%減）である。なお、毎月勤労統計調査によると、平成22年3月の規模5人以上の事業所が常用労働者にきまって支給する給与の平均は26万3,987円（対前年同月比0.4%減）である。

厚生年金保険のうち旧共済分の適用状況については、適用事業所数は5,955事業所（うち船舶所有者数1）、被保険者数は72万5千人（うち船員119人）に、標準報酬月額平均（船員を除く）は34万3,606円（一般男子38万5,264円、女子24万5,622円）、船員は52万1,933円である。

厚生年金保険のうち、賞与の状況については、適用事業所数は5万事業所、被保険者数は161万人、標準賞与額の平均は20万円。

（2）受給者数

平成22年3月末現在における厚生年金保険（旧共済分を含む。）及び国民年金（老齢福祉年金を除く。）の受給者数の合計は延べ5,593万人（対前年同月比229万人、4.3%増）で、新法厚生年金と基礎年金の重複を除くと4,018万人（対前年同月比116万人、3.0%増）となっている。また、老齢福祉年金受給者数は1万人である。このほか共済組合の受給者数が平成21年3月末現在で379万人となっている。

厚生年金保険の受給者数は2,814万人（旧法厚年分287万人、新法厚年分2,455万人、旧法船保分6万人、旧共済分67万人）で前年同月に比べて146万人（5.5%）増加している。

このうち、老齢給付の受給者数は2,311万人（旧法厚年分219万人、新法厚年分2,038万人、旧法船保分3万3千人、旧共済分51万人）で、うち退職者は2,095万人、在職者は216万人である。また、新法厚年分のうち、特別支給の老齢厚生年金の定額部分（以下「定額部分」という。）も老齢基礎年金も受給していないいわゆる「基礎及び定額なし」は249万人で、定額部分または老齢基礎年金を受給しているいわゆる「基礎または定額あり」は1,789万人である。「基礎または定額あり」のうち、定額部分を支給停止とし（昭和16年4月1日以前生まれのものは「報酬比例部分」も支給停止。）老齢基礎年金を繰り上げるいわゆる「基礎全部繰上げ」は94万人で、定額部分と老齢基礎年金を一体的に繰り上げるいわゆる「基礎一部繰上げ」は30万人となっている。

また、障害給付は37万人（旧法厚年分6万人、新法厚年分29万人、旧法船保分2千人、旧共済分5千人）、遺族給付は466万人（旧法厚年分62万人、新法厚年分387万人、旧法船保

分2万1千人、旧共済分15万人)である。なお、平成22年3月の老齢年金(老齢相当をいう。以下同じ。)の新規裁定者数は5万人(旧法厚年分59人、新法厚年分5万1千人、旧船員分が2人、旧共済分が18人)である。

国民年金(旧法拠出制年金と基礎年金の計)の受給者数は2,779万人(旧法拠出制334万人、基礎年金2,444万人)で前年同月と比べて84万人(3.1%)増加している。これらのうち老齢給付の受給者(旧法の老齢年金・通算老齢年金及び老齢基礎年金の合計)は2,599万人で、前年同月に比べて81万人(3.2%)増加している。なお、旧法老齢年金受給権者及び厚生年金の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、3月は新規裁定者1万9千人のうち繰上受給権者が4千人となっており、繰上げ受給率は21.5%である。なお、平成20年度新規裁定者の繰上げ受給率は22.0%となっている。

図 I - 5 厚生年金保険受給者数の推移

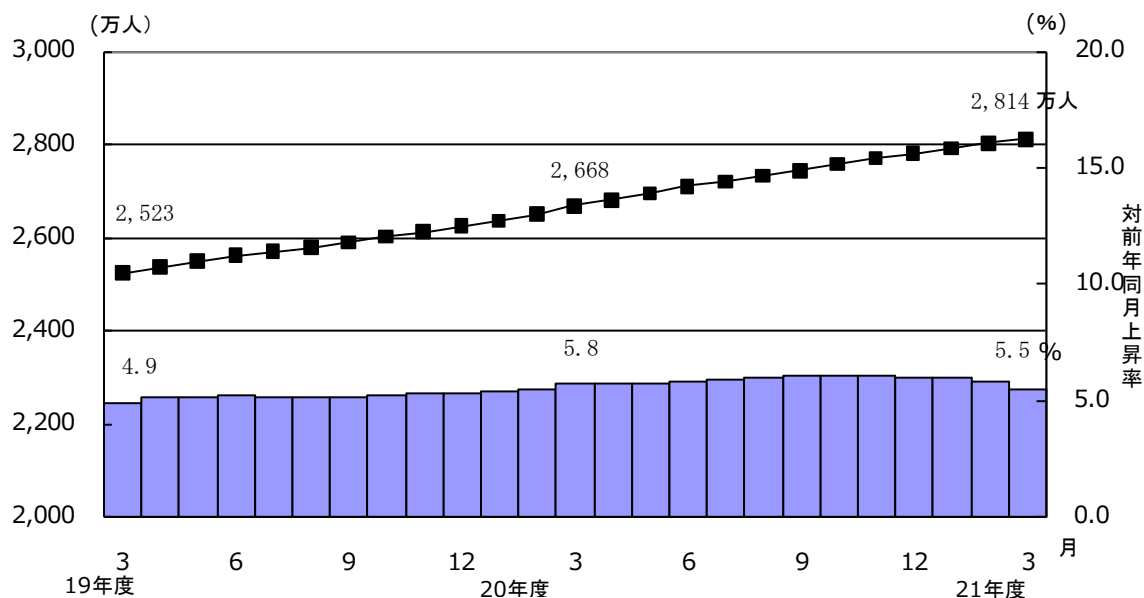
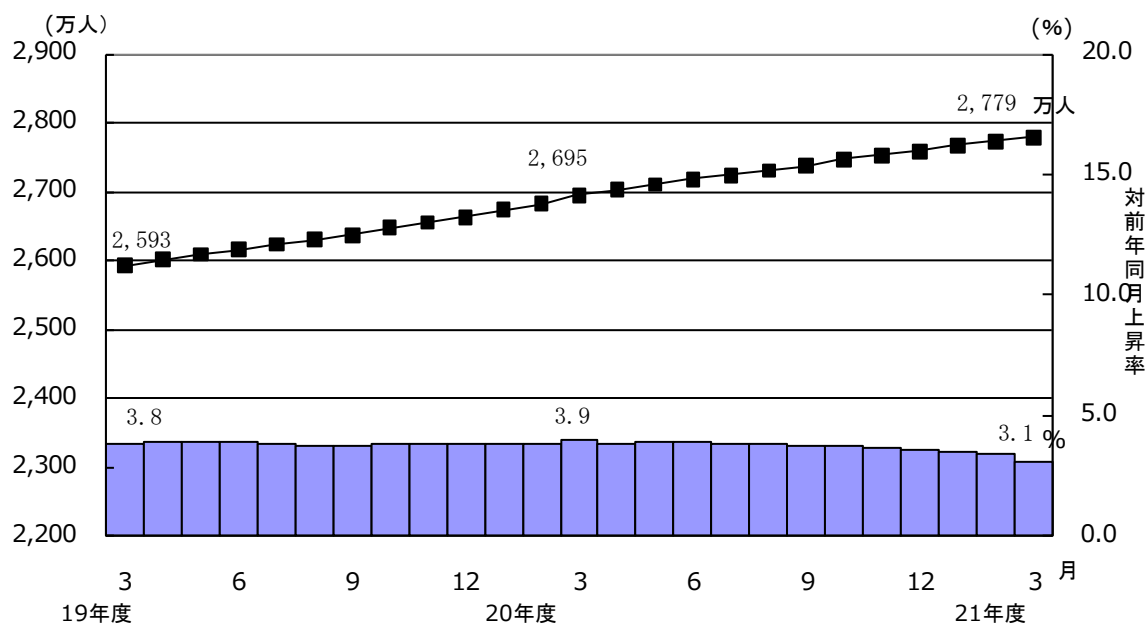


図 I - 6 国民年金受給者数の推移



第 I - 2 表 制度別年金受給者の状況

	平成 21 年 3 月末		平成 22 年 3 月末	
	受給者数 千人	年金総額 億円	受給者数 千人	年金総額 億円
厚生年金保険計	26,684	249,461	28,141	255,333
旧共済組合除く	25,991	239,053	27,475	245,478
旧法	3,082	35,630	2,874	32,928
新法	22,850	202,176	24,546	211,387
特別支給分	4,962	43,036	5,398	44,135
本来支給分	13,729	116,905	14,804	123,211
繰下げ	156	1,677	178	1,862
船員保険(旧法)	59	1,247	56	1,163
旧共済組合計	693	10,408	666	9,855
旧法	294	6,206	276	5,803
新法	398	4,202	391	4,053
旧 J R 共済	250	4,983	236	4,676
旧 N T T 共済	134	2,412	130	2,305
旧 J T 共済	21	396	20	376
旧農林共済	288	2,617	280	2,498
国民年金計	26,949	173,646	27,787	180,421
旧法拠出制	3,638	14,552	3,345	13,374
新法基礎年金	23,311	159,094	24,442	167,047
基礎のみ	7,871	52,517	7,876	52,774
福祉年金	12	44	8	30
合計	39,037	423,201	40,187	435,785
旧共済組合除く	38,344	412,792	39,521	425,930

注 1) 厚生年金保険の年金総額は、基金代行支給分を含む。

注 2) 受給者数の合計は厚生年金と基礎年金の両方を受給している者を調整した数である。

(3) 年金額

平成22年3月末現在における厚生年金保険、船員保険及び国民年金（老齢福祉年金を除く。）の受給者の年金総額の合計は43兆6千億円（基金代行支給分を除くと42兆1千億円）で、前年同月と比べて1兆3千億円（3.0%）増加している。年金総額の内訳は、厚生年金保険が25兆5千億円（旧法厚年分3兆3千億円、新法厚年分21兆1千億円、旧法船保分1千2百億円、旧共済分1兆円）で、国民年金（旧法拠出制年金と基礎年金の計）が18兆円（旧法拠出制年金が1兆3千億円、基礎年金が16兆7千億円）である。

老齢福祉年金は32億円である。このほか共済組合の受給者の年金総額は平成21年3月末現在で6兆6千億円である。

平成22年3月の老齢年金新規裁定者（受給者）の平均年金月額（基金代行分及び併給する基礎年金分を含む。以下同じ。）は、厚生年金保険では7万8,213円（基金代行分を除くと6万9,480円）である。また、国民年金では4万9,851円である。

平成22年3月末現在の老齢年金受給者の平均年金月額は、厚生年金保険では15万6,692円（基金代行分を除くと14万7,997円）であり、この内訳は、旧法厚年分が15万2,865円、新法厚年分が15万6,353円、旧法船保分が23万9,649円、旧共済分が17万1,630円である。また、国民年金では5万4,320円であり、この内訳は、旧法老齢年金が4万15円、老齢基礎年金が5万5,615円である。

また、平成10年4月より60歳台前半の老齢厚生年金について雇用保険の給付との調整が行われており、平成10年4月以降に老齢厚生年金の新規裁定が行われた者のうち、退職して失業給付を受けている者は老齢厚生年金が全額支給停止となり、在職して高年齢雇用継続給付を受けている者はその間、賃金との調整による老齢厚生年金の支給停止に加えて、高年齢雇用継続給付との調整により老齢厚生年金が支給停止となる。

平成22年3月末現在における失業給付との調整に該当する受給権者数は8万7千人、支給停止年金総額は765億円であり、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は30万1千人、支給停止年金総額は376億円となっている。

第 I - 3 表 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整

(単位：件、千円、円)

	失業給付								
	件数			総停止年金額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 21年 10月	104,273	87,752	16,521	89,022,038	84,951,311	4,070,726	71,145	80,674	20,533
11月	100,670	85,084	15,586	86,379,280	82,575,714	3,803,565	71,504	80,877	20,336
12月	101,925	86,426	15,499	88,007,339	84,272,349	3,734,990	71,954	81,257	20,082
平成 22年 1月	99,259	84,346	14,913	85,883,177	82,333,937	3,549,241	72,104	81,345	19,833
2月	91,359	78,109	13,250	80,179,514	77,048,339	3,131,175	73,136	82,202	19,693
3月	87,002	74,276	12,726	76,455,793	73,458,830	2,996,963	73,232	82,417	19,625

(単位：件、千円、円)

	高年齢雇用継続給付								
	件数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 21年 10月	285,156	278,623	6,533	36,144,506	35,539,717	604,789	10,563	10,630	7,715
11月	287,544	280,743	6,801	36,217,865	35,593,453	624,413	10,496	10,565	7,651
12月	293,751	286,668	7,083	36,930,001	36,281,843	648,158	10,477	10,547	7,626
平成 22年 1月	297,326	290,097	7,229	37,319,500	36,664,268	655,232	10,460	10,532	7,553
2月	297,379	290,102	7,277	37,270,136	36,619,230	650,907	10,444	10,519	7,454
3月	301,012	293,709	7,303	37,644,856	36,991,439	653,417	10,422	10,495	7,456

2. 年金種別受給者数及び年金総額

第 I - 4 表、第 I - 5 表及び第 I - 6 表は、平成21年度末（平成22年3月末）現在の厚生年金保険（旧法厚年、旧法船保、新法厚年及び旧三共済）及び国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）の年金種別受給者数及び年金総額を示したものである。

(1) 厚生年金保険

平成21年度末の厚生年金保険の受給者数は2,814万人で、前年度末と比較して146万人(5.5%)増加している。年金総額は25兆5,333億円で、前年度末と比較して5,872億円(2.4%)増加している。

このうち、老齢年金は受給者数が1,289万人、年金総額が18兆1,215億円となっており、前年度末と比較してそれぞれ61万人(4.9%)増、4,330億円(2.4%)増である。

(第 I - 4 表、第 I - 5 表参照)。

第 I - 4 表 厚生年金保険給付状況（受給者数）

年 金 種 別	平成 21 年 3 月末	平成 22 年 3 月末	対前年同月比	
老齡年金 (老齡・退年相当)	旧法厚年	1,316 千人	1,209 千人	△ 8.1 %
	旧法船保	30	28	△ 8.2
	新法厚年	10,512	11,245	7.0
	特別支給分（再掲）	2,680	2,888	7.8
	本来支給分（再掲）	7,749	8,261	6.6
	繰下げ支給分（再掲）	83	95	14.4
	旧共済組合除く計	11,858	12,482	5.3
	旧 J R 共済組合	172	162	△ 5.8
	旧 N T T 共済組合	111	108	△ 2.8
	旧 J T 共済組合	17	16	△ 4.0
	旧農林共済組合	130	125	△ 3.5
	旧共済組合計	429	411	△ 4.3
	計	12,287	12,893	4.9
通算老齡年金 (通老・通退相当)	旧法厚年	1,043	978	△ 6.2
	旧法船保	6	5	△ 6.6
	新法厚年	8,336	9,136	9.6
	特別支給分（再掲）	2,283	2,510	10.0
	本来支給分（再掲）	5,980	6,543	9.4
	繰下げ支給分（再掲）	73	83	13.9
	旧共済組合除く計	9,384	10,119	7.8
	旧 J R 共済組合	1,000 (人)	967 (人)	△ 3.3
	旧 N T T 共済組合	1,438 (人)	1,400 (人)	△ 2.6
	旧 J T 共済組合	253 (人)	249 (人)	△ 1.6
	旧農林共済組合	98,178 (人)	97,388 (人)	△ 0.8
	旧共済組合計	100,869 (人)	100,004 (人)	△ 0.9
	計	9,485	10,219	7.7
障害年金	旧法厚年	68	64	△ 6.1
	旧法船保	2	2	△ 5.4
	新法厚年	287	294	2.5
	旧共済組合除く計	357	360	0.8
	旧 J R 共済組合	1,311 (人)	1,209 (人)	△ 7.8
	旧 N T T 共済組合	1,018 (人)	980 (人)	△ 3.7
	旧 J T 共済組合	93 (人)	85 (人)	△ 8.6
	旧農林共済組合	3,360 (人)	3,180 (人)	△ 5.4
	旧共済組合計	5,782 (人)	5,454 (人)	△ 5.7
	計	363	366	0.7
遺族年金	旧法厚年	598	569	△ 4.9
	旧法船保	20	20	△ 4.1
	新法厚年	3,715	3,871	4.2
	旧共済組合除く計	4,334	4,459	2.9
	旧 J R 共済組合	76	72	△ 4.8
	旧 N T T 共済組合	20	19	△ 4.1
	旧 J T 共済組合	4	4	△ 5.0
	旧農林共済組合	55	53	△ 4.0
	旧共済組合計	155	148	△ 4.5
計	4,489	4,608	2.6	
通算遺族年金	旧法厚年	57	54	△ 6.5
	旧法船保	1	1	△ 4.7
	旧共済組合除く計	59	55	△ 6.5
	旧 J R 共済組合	51 (人)	50 (人)	△ 2.0
	旧 N T T 共済組合	17 (人)	17 (人)	0.0
	旧 J T 共済組合	1 (人)	1 (人)	0.0
	旧農林共済組合	1,350 (人)	1,258 (人)	△ 6.8
	旧共済組合計	1,419 (人)	1,326 (人)	△ 6.6
計	60	56	△ 6.5	
合 計	26,684	28,141	5.5	
旧 共 済 組 合 除 く	25,991	27,475	5.7	

第 I - 5 表 厚生年金保険給付状況 (年金総額)

年 金 種 別	平成 21 年 3 月末	平成 22 年 3 月末	対前年同月比	
老齢年金 (老齢・退年相当)	旧法厚年	24,243 億円	22,186 億円	△ 8.5 %
	旧法船保	864	796	△ 7.8
	新法厚年	143,641	150,544	4.8
	特別支給分 (再掲)	37,874	39,053	3.1
	本来支給分 (再掲)	104,298	109,857	5.3
	繰下げ支給分 (再掲)	1,469	1,634	11.2
	旧共済組合除く計	168,748	173,526	2.8
	旧 J R 共済組合	3,906	3,653	△ 6.5
	旧 N T T 共済組合	2,085	1,992	△ 4.4
	旧 J T 共済組合	330	314	△ 4.9
	旧農林共済組合	1,816	1,730	△ 4.8
	旧共済組合計	8,137	7,688	△ 5.5
	計	176,885	181,215	2.4
通算老齢年金 (通老・通退相当)	旧法厚年	4,160	3,869	△ 7.0
	旧法船保	22	20	△ 9.0
	新法厚年	17,977	18,663	3.8
	特別支給分 (再掲)	5,162	5,081	△ 1.6
	本来支給分 (再掲)	12,607	13,354	5.9
	繰下げ支給分 (再掲)	208	228	9.7
	旧共済組合除く計	22,159	22,552	1.8
	旧 J R 共済組合	5	5	△ 3.5
	旧 N T T 共済組合	11	11	△ 2.9
	旧 J T 共済組合	1	1	△ 1.4
	旧農林共済組合	274	263	△ 3.7
	旧共済組合計	291	280	△ 3.7
	計	22,450	22,833	1.7
障害年金	旧法厚年	817	767	△ 6.2
	旧法船保	42	40	△ 5.2
	新法厚年	2,037	2,078	2.0
	旧共済組合除く計	2,896	2,885	△ 0.4
	旧 J R 共済組合	20	18	△ 7.3
	旧 N T T 共済組合	14	13	△ 4.4
	旧 J T 共済組合	1	1	△ 10.7
	旧農林共済組合	30	28	△ 6.7
	旧共済組合計	65	61	△ 6.5
計	2,961	2,946	△ 0.5	
遺族年金	旧法厚年	6,258	5,964	△ 4.7
	旧法船保	316	305	△ 3.6
	新法厚年	38,521	40,101	4.1
	旧共済組合除く計	45,096	46,370	2.8
	旧 J R 共済組合	1,053	1,000	△ 5.0
	旧 N T T 共済組合	302	288	△ 4.4
	旧 J T 共済組合	63	60	△ 5.1
	旧農林共済組合	494	474	△ 4.1
	旧共済組合計	1,912	1,822	△ 4.7
計	47,008	48,192	2.5	
通算遺族年金	旧法厚年	151	142	△ 6.3
	旧法船保	3	3	△ 4.9
	旧共済組合除く計	154	144	△ 6.3
	旧 J R 共済組合	10 (百万円)	9 (百万円)	△ 6.7
	旧 N T T 共済組合	8 (百万円)	8 (百万円)	0.0
	旧 J T 共済組合	1 (百万円)	1 (百万円)	0.0
	旧農林共済組合	332 (百万円)	308 (百万円)	△ 7.5
	旧共済組合計	351 (百万円)	325 (百万円)	△ 7.3
計	158	148	△ 6.3	
合 計	249,461	255,333	2.4	
旧 共 済 組 合 除 く	239,053	245,478	2.7	

注) 厚生年金保険の年金総額は、基金代行支給分を含む。

(2) 国民年金

平成21年度末の国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）の受給者は2,779万人で、前年度末と比較して84万人（3.1%）増加している。年金総額は18兆421億円で前年度末と比較して6,775億円（3.9%）増加している。

国民年金のうち老齢年金（旧法老齢年金及び老齢基礎年金）の受給者数は2,481万人で、前年度末と比較して88万人（3.7%）増加している。年金総額は16兆1,731億円で前年度末と比較して6,700億円（4.3%）増加している。このうち、老齢基礎年金は、受給者数が2,275万人、15兆1,839億円で前年度末と比較してそれぞれ109万人（5.1%）、7,665億円（5.3%）増である。また、障害基礎年金の受給者数159万人のうち94万人（59.4%）は、法第30条の4（20歳前障害）及び昭和60年改正法附則第25条（従前の障害福祉年金）の該当者である（第I-6表参照）。

第I-6表 国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）給付状況

年 金 種 別		平成 21 年 3 月 末	平成 22 年 3 月 末	対前年同月比	
受	老齢年金	旧法拠出制	2,272 千人	2,060 千人	△ 9.3 %
		新法基礎年金	21,657	22,751	5.1
		基礎のみ（再掲）	6,492	6,467	△ 0.4
		計	23,928	24,812	3.7
通算老齢年金	旧法拠出制	1,250	1,174	△ 6.1	
給	障害年金	旧法拠出制	96	90	△ 6.2
		新法基礎年金	1,551	1,590	2.5
		法第30条、第30条の2、3該当	620	645	4.1
		基礎のみ（再掲）	1,347	1,378	2.3
		法第30条の4、附則第25条該当	931	945	1.4
計	1,648	1,680	2.0		
者	遺族年金	旧法拠出制	20	20	1.3
		母子年金	0	0	0.0
		準母子年金	0 (人)	0 (人)	0.0
		遺児年金	6 (人)	6 (人)	0.0
		寡婦年金	19	20	1.3
		新法基礎年金	104	101	△ 3.0
		法第37条該当	104	101	△ 3.0
		基礎のみ（再掲）	32	31	△ 3.4
		附則第28条該当	0 (人)	0 (人)	0.0
		計	123	120	△ 2.3
合 計		26,949	27,787	3.1	
年	老齢年金	旧法拠出制	10,858 億円	9,892 億円	△ 8.9
		新法基礎年金	144,174	151,839	5.3
		基礎のみ（再掲）	40,155	40,169	0.0
		計	155,031	161,731	4.3
通算老齢年金	旧法拠出制	2,741	2,582	△ 5.8	
金	障害年金	旧法拠出制	861	808	△ 6.2
		新法基礎年金	13,804	14,126	2.3
		法第30条、第30条の2、3該当	5,427	5,641	4.0
		基礎のみ（再掲）	12,029	12,284	2.1
		法第30条の4、附則第26条該当	8,377	8,484	1.3
計	14,665	14,933	1.8		
総	遺族年金	旧法拠出制	92	92	0.5
		母子年金	0	0	0.0
		準母子年金	0	0	0.0
		遺児年金	0	0	0.0
		寡婦年金	91	92	0.5
		新法基礎年金	1,116	1,082	△ 3.1
		法第37条該当	1,116	1,082	△ 3.1
		基礎のみ（再掲）	333	321	△ 3.6
		附則第28条該当	0	0	0.0
		計	1,208	1,174	△ 2.8
合 計		173,646	180,421	3.9	
額	老齢年金	旧法拠出制	10,858 億円	9,892 億円	△ 8.9
		新法基礎年金	144,174	151,839	5.3
		基礎のみ（再掲）	40,155	40,169	0.0
		計	155,031	161,731	4.3
	通算老齢年金	旧法拠出制	2,741	2,582	△ 5.8
	障害年金	旧法拠出制	861	808	△ 6.2
		新法基礎年金	13,804	14,126	2.3
		法第30条、第30条の2、3該当	5,427	5,641	4.0
		基礎のみ（再掲）	12,029	12,284	2.1
		法第30条の4、附則第26条該当	8,377	8,484	1.3
計	14,665	14,933	1.8		
遺族年金	旧法拠出制	92	92	0.5	
	母子年金	0	0	0.0	
	準母子年金	0	0	0.0	
	遺児年金	0	0	0.0	
	寡婦年金	91	92	0.5	
	新法基礎年金	1,116	1,082	△ 3.1	
法第37条該当	1,116	1,082	△ 3.1		
基礎のみ（再掲）	333	321	△ 3.6		
附則第28条該当	0	0	0.0		
計	1,208	1,174	△ 2.8		
合 計		173,646	180,421	3.9	

3. 国民年金保険料免除者の状況

平成21年度末（平成22年3月末）現在の国民年金第1号被保険者（任意加入は除く）は1,951万人で、このうち保険料の全額免除者数は535万人（法定免除者数120万人、申請免除者（全額）数215万人、学生納付特例者数163万人、若年納付猶予者数37万人）、全額免除率は27.4%である。また、申請免除者（4分の3）数は25万人、免除率は1.3%、申請免除者（半額）数は16万人、免除率は0.8%、申請免除者（4分の1）数は7万人、免除率は0.3%である。

都道府県別に全額免除率の状況を見ると、沖縄県（44.4%）、鹿児島県（37.8%）、大分県（37.6%）、福岡県（37.2%）等が高く、東京都（20.2%）、千葉県（20.8%）、埼玉県（21.2%）、神奈川県（21.3%）等が低くなっている。全額免除率の推移をみると前年度末に比べて、多くの都道府県で全額免除率が増加しているが、特に北海道（1.9ポイント増）、愛媛県（1.8ポイント増）、広島県（1.6ポイント増）等は増加幅が大きい（第I-7表参照）。

第I-7表 都道府県別免除率状況

都道府県	平成 21 年 3 月末 %	平成 22 年 3 月末 %	都道府県	平成 21 年 3 月末 %	平成 22 年 3 月末 %
北海道	33.1	34.9	滋賀県	27.2	28.1
青森県	33.2	34.1	京都府	32.9	32.8
岩手県	30.0	29.2	大阪府	30.0	31.5
宮城県	27.1	28.3	兵庫県	31.0	32.2
秋田県	30.8	31.4	奈良県	31.4	31.9
山形県	25.7	27.1	和歌山県	33.8	33.8
福島県	29.2	29.2	鳥取県	34.3	34.3
茨城県	22.7	23.4	島根県	31.7	32.1
栃木県	24.1	23.5	岡山県	30.3	30.2
群馬県	23.5	24.0	広島県	28.6	30.2
埼玉県	20.0	21.2	山口県	32.6	32.8
千葉県	19.9	20.8	徳島県	34.0	35.3
東京都	19.3	20.2	香川県	29.7	30.3
神奈川県	19.7	21.3	愛媛県	35.3	37.1
新潟県	26.3	27.0	高知県	36.0	36.4
富山県	24.1	24.2	福岡県	36.9	37.2
石川県	26.4	27.1	佐賀県	32.0	32.7
福井県	25.7	26.4	長崎県	32.2	33.7
山梨県	27.0	26.7	熊本県	30.6	31.4
長野県	23.7	25.0	大分県	38.0	37.6
岐阜県	21.6	22.7	宮崎県	34.5	35.0
静岡県	20.2	21.3	鹿児島県	36.9	37.8
愛知県	20.7	21.9	沖縄県	43.0	44.4
三重県	23.7	24.7	合計	26.5	27.4